**第７号様式** 　　　　　　　　　　（表）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 千葉市就職準備金貸付返還猶予申請書年　　月　　日　社会福祉法人千葉市社会福祉協議会会長　殿 貸付決定番号　第　　　　　　　　　号  住　　　　所　〒 氏　　　　名　　 　㊞　　　　　　　※自署の場合、押印を省略できます。　　　　 自宅の電話番号　　　（　　　　）携帯電話番号　　　　（　　　　）メールアドレス　 　　　　＠下記のとおり、就職準備金貸付の返還債務の履行猶予を受けたいので、必要書類を添えて申請します。記

|  |  |
| --- | --- |
| 返還猶予を希望する期間 | 年　　　月から　　　　　年　　　月まで |
| 返還猶予を希望する金額 (注1) |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 理　　　　　由 | 該　当　事　項（該当する事項に〇をすること。） | １　市内の従事先保育所等で、保育士業務に従事しているため（実施要綱第１２条第３項該当）２　災害等やむを得ない事由により、返還が困難であるため（実施要綱第１２条第４項該当）３　自己都合で退職し、再就職の意思があり、求職中であるため（実施要綱第１２条第５項該当） |
| 説　　明 |  |

（注）１　返還猶予を希望する金額の先頭に￥マークを記入してください。　　　２　該当事項及び必要書類については、裏面を参照してください。 |

（日本工業規格Ａ列４番）

（裏）

|  |
| --- |
| ○該当事項（千葉市保育士修学資金等貸付事業実施要綱抄）第１２条　返還の債務の履行猶予３　市社協会長は、第４条（１）、（３）、（４）の貸付対象者が第１３条第１項の（１）、（３）、（４）に定める業務に従事している期間を限度とし、当該債務の一部又は全部の履行を猶予できるものとする。４　市社協会長は、第４条（１）から（４）の貸付対象者又は保育補助者が災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により修学資金等の返還が困難であると認めるときは、当該債務の履行を猶予できるものとする。ここでいう「その他やむを得ない事由」とは、例えば育児休業等により第１３条第１項の（１）から（４）に定める業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であることとする。５　市社協会長は、第４条（１）、（３）、（４）の貸付対象者が自己都合で離職した場合であって、第１３条第１項の（１）、（３）、（４）に定める業務に従事する意思があり、求職中の場合には、１年間を限度に当該債務の履行を猶予できるものとする。なお、就職、離職を繰り返した場合、それぞれの求職期間を通算して１年間とする。添付書類１　実施要綱第１２条第３項に該当する者当該従事先保育所等の業務従事届（第１４号様式）２　実施要綱第１２条第４項に該当する者当該事実を証明する書類（罹災証明書、医師の診断書等）３　実施要綱第１２条第５項に該当する者業務従事届（第１４号様式）、当該求職状況を証明する書類 |